

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年6月2日 11時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市地ノ島西岸 鐘崎港西防波堤灯台から真方位308° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯33° 54.1′ 東経130° 29.7′）
事故の概要	漁船志賀丸は、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年6月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 志賀丸、16トン
船舶番号、船舶所有者等	FO2-6110（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部及び両舷船首部船底外板に破口、シューピースに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、まき網漁業に従事する運搬船で、船長ほか1人が乗り組み、市場での水揚げを終え、船長が椅子に腰を掛けて単独で操船に当たり、約9～10ノットの対地速力で、宗像市鐘崎漁港に向けて自動操舵により北東進した。</p> <p>船長は、鐘崎漁港南西方沖約4.5M付近で、3日続いた操業の疲れから眠気を感じていたが、鐘崎漁港まで近いので入港するまで眠気を我慢できると思い、椅子に腰を掛けて操船を続けていたところ、居眠りに陥り、変針予定地点を通過して航行を続け、本船が地ノ島西岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が衝撃で目が覚め、海上保安庁に本事故の発生を通報することなく、機関を後進として離礁し、自力航行で鐘崎漁港に帰港した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長は、ふだん、操船中に眠気を感じた場合、他の乗組員と操船を交替して居眠り運航の防止措置を採っていた。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で北東進中、単独で操船中の船長が、居眠りに陥り、変針予定地点を通過して地ノ島西岸に向けて航行を続けたことから、同島西岸の浅所に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、3日続いた操業の疲れから眠気を感じていたものの、入港するまで眠気を我慢できると思い、椅子に腰を掛けた姿勢のまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えら</p>

	れる。
原因	本事故は、本船が自動操舵で北東進中、単独で操船中の船長が、居眠りに陥り、変針予定地点を通過して地ノ島西岸に向けて航行を続けたため、同島西岸の浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で操船中の操船者は、眠気を感じた際、椅子から立ち上がったたり、他の乗組員と操船を交替したりするなど、居眠り運航の防止措置を採ること。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。